

令和7年第1回玉東町議会定例会会議録

令和7年3月5日玉東町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 令和7年3月5日午前10時00分招集
2. 令和7年3月6日午前10時01分開議
3. 令和7年3月6日午前11時37分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田移津行	教育長	下地哲雄
総務課長	古閑康広	産業振興課長	清田豊
建設課長	清田善雅	町民生活課長	上田直紹
税務課長	前田周一	企画財政課長	西浦仁敏
保健こども課長	小島隆一	会計管理者	大城戸雅昭
教育委員会 事務局長	松永敏	農業委員会 事務局長	岩川康幸
福祉課長	清田浩義		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬伸一	議会事務局書記	岡田初音
--------	------	---------	------

-
10. 議事日程

日程第1	議案第20号	令和6年度玉東町一般会計補正予算(第9号)
日程第2	議案第21号	令和6年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
日程第3	議案第22号	令和6年度玉東町木葉財産区特別会計補正予算(第1号)
日程第4	議案第23号	令和6年度玉東町宅地開発特別会計補正予算(第2号)
日程第5	議案第24号	令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

7番 林 和 廣

8番 清 田 高 広

開議 午前10時01分

○議長（松尾純久君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第19号までについては既に採決が終わり、散会しておりました。

日程第1 議案第20号 令和6年度玉東町一般会計補正予算（第9号）

○議長（松尾純久君） 日程第1、議案第20号「令和6年度玉東町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） おはようございます。本日もよろしくお願ひします。

まず説明に入る前にですね、予算書の中で修正がありましたので、そちらの説明をしたいと思います。申し訳ありません。

予算書ですね、後段のほう、22ページ目以降に給与明細書という書類があります。その中で数字の漏れとか誤りがありましたので、冒頭修正させていただきたいと思います。

まず、23ページ目の表の下の表です。3月の行の通勤手当のところですね、すみません、そこがですね、「4881」を「4896」に修正してください。1万5,000円加えてください。「4896」です。それに伴って一番右の合計欄です。「181792」を15を加えて「181807」に訂正してください。「181807」です。

比較の行もですけれども、比較の行もですね、通勤手当のところは現在「0」ですけれども、そこを「15」、一番右の合計欄、比較の行の一番右、合計のところも「0」から「15」に変えてください。「15,000円」ですね。

それからですね、次、24ページ目です。24ページ目なんですけれども、まず先の23ページ目は、2番の項目の（1）の総括だったんですけれども、24ページ表がですね、こちらは（2）の内訳になりますので、（2）内訳が抜けておりますので加えていただきたいと思います。その（2）内訳の表のですね、一番下です。一番下のイの2番目の表なんですけれども、こちらはまず比較のところですね、比較のところの通勤手当を「0」を「15」、合計欄も「0」から「15」に変更してください。それに伴ってこの表の3月の行の通勤手当、現在「1749」ですけれども、そこを「1764」に修正してください。はい、3月の行ですね、通勤手当のところ。それから、それに伴ってその3月のところの一番右側、合計欄も「38826」から「38841」、1万5,000円加えて「38841」に修正してください。

次にですね、25ページ目ですけれども、（2）になっていきますけれども、こちらをですね、（3）に修正してください。（3）給料及び職員手当の増減額の明細です。その中のですね、区分、報酬

の行があるんですけど、報酬の行のですね、左から四つ目の列です。その他増減分で今、金額が空白になっていますけれども、そこにですね、「594」という数字を入れてください。そしてですね、次に給料の行があるんですけど、給料の行の右から二つ目、説明欄があります。説明欄に5行ありますけど、その他のところの部分で、小さい字で（1月人事異動うんぬん）とありますけれども、その括弧の部分は削除してください。

以上になります。たびたびの修正ありまして大変申し訳ありませんでした。修正大丈夫ですかね。

では、それではただ今から議案第20号について御提案申し上げます。

予算書のほうは1枚おめくりください。

議案第20号、令和6年度玉東町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,613万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,939万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条（繰越明許費）、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条（債務負担行為の補正）、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条（地方債の補正）、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年3月5日提出、玉東町長。

続いて1ページ目です。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。補正を行った款項の区分のみ読み上げます。

1款、町税、4項、町たばこ税は145万の減。

6款、法人事業税交付金、1項、法人事業税交付金、143万1,000円を追加。

続いて2ページ目です。

13款、使用料及び手数料、114万6,000円を追加。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、308万4,000円を減、2項、国庫補助金、54万5,000円を追加。

15款、県支出金、1項、県負担金、191万5,000円を減、2項、県補助金、3,185万6,000円を減。

16款、財産収入、1項、財産運用収入、558万3,000円を追加。

17款、寄附金、1項、寄附金、6,000万円を追加。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、1億6,213万3,000円を追加。

3ページ目、21款、町債、1項、町債、1,640万円を減。

歳入合計、補正前の額に1億7,613万3,000円を追加し、57億1,939万1,000円とします。

続いて4ページ目、歳出です。

2款、総務費、1項、総務管理費、2億5,527万2,000円を追加、2項、町税費、308万8,000円を減、3項、戸籍住民基本台帳費、68万円を減。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、3,954万1,000円を減、2 項、児童福祉費、462万円を減。

4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、86万5,000円の減、2 項、清掃費、300万円の減。

8 款、土木費、1 項、土木管理費、50万円を減。

5 ページ目です。2 項、道路橋梁費、100万円の減、3 項、河川費、104万5,000円の減。

9 款、消防費、1 項、消防費、483万3,000円の減。

10 款、教育費、1 項、教育総務費、453万3,000円の減、2 項、小学校費、30万円の減、3 項、中学校費、950万円の減、5 項、社会教育費、240万円を減、6 項、保健体育費、100万を減。

11 款、災害復旧費、1 項、農林水産施設災害復旧費は100万円の減、2 項、公共土木施設災害復旧費、123万4,000円を減。

歳出合計です。補正前の額に1億7,613万3,000円を追加し、57億1,939万1,000円とします。

続いて6 ページ目です。

第2表、繰越明許費になります。こちらは地方自治法第213条第1項の規定に基づくもので、本年度内にその支出が終わらない見込みのために、翌年度に繰り越して使用するものを記載しております。款、項、事業名及び金額を定めております。

繰り越す事由としましては、国、県の補助事業と連動するもの、年度間をまたぐ事業設計のもの、事務事業の進捗の遅れに伴うもの等があります。

こちらの表は事業名と金額のところを読み上げていきます。

まずLPガス使用世帯支援事業750万円、ガバメントクラウド接続回線及びネットワーク運用管理事業1,133万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業949万円、危険ブロック塀撤去等事業60万円、道路新設改良単独事業1,300万円、道路新設改良補助事業7,073万4,000円、橋梁定期点検事業449万6,000円、排水路整備事業472万3,000円、カントリーパーク整備事業2,701万円、防災拠点整備事業2,073万5,000円、史跡整備事業1,216万1,000円と設定しております。

続いて7 ページ目、第3表、債務負担行為の補正です。今回は変更分となります。

こちらは補正予算第3号で設定した債務負担行為の限度額を変更しております。内容は学校給食共同調理場調理運搬等業務委託で、変更前の5年間の限度額を1億2,600万円としておりましたが、変更後はその限度額を1億1,968万円と設定しております。

続いて8 ページ目をご覧ください。

第4表、地方債補正でございます。今回は変更分であります。起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額を説明いたします。

まず、公共事業等については、補正前の限度額が5,400万円、補正後は540万円減額しまして限度額を4,860万円としております。

続いて公共施設等適正管理推進債については、補正前が6,420万円、補正後が150万円を減額しまして6,270万円としております。緊急防災・減災事業債は、補正前が1億620万円を補正後は950万円減額しまして9,670万円と設定しております。

それでは、事項別明細書の説明に入っていきます。予算書のほうは11ページ目をご覧ください。

今回の補正予算（第9号）につきましては、事業実績に伴う減額補正が主であるために、説明

については簡略化させていただきたいと思います。

2、歳入、まず1款、4項、町たばこ税、1目、町たばこ税は145万を減としております。歳入見込みの減に伴うものです。

6款、法人事業税交付金、法人事業税交付金につきましては、143万1,000円を追加しております。歳入実績の増に伴うものです。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料、3目、土木使用料は114万6,000円を追加しております。説明欄でございますけれども、こちらは住宅使用料等に伴います決算見込みによって増額、減額補正をそれぞれしております。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、308万4,000円を減、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は32万円を追加しております。

12ページ目をご覧ください。

9節においては減額しておりますけれども、25節においては100万円を増額しております。内容は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金100万円でありまして、充当先はL P ガス使用世帯支援事業のほうに充当します。続いて2目、衛生費国庫補助金は22万5,000円を追加、出産・子育て応援交付金事業国庫補助金で補助率は2分の1です。充当先は出産・子育て応援交付金事業に充当します。3目、土木費国庫補助金は補正額はありません。説明欄でそれぞれ内示額の確定に伴って充当先を変更しているものです。

15款、県支出金、1項、県負担金、1目、民生費県負担金は191万5,000円の減、2項、県補助金、1目、総務費県補助金は、374万4,000円を追加しております。物価高騰対応生活者支援交付金で補助率は2分の1、こちらはL P ガス使用世帯支援事業に充当します。2目、民生費県補助金は、3,571万2,000円の減となります。こちらは熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業でありまして、補助事業の不採択によりまして減額しております。3目、衛生費県補助金は11万2,000円を追加、出産・子育て応援交付金事業補助金です。補助率が4分の1で、出産・子育て応援交付金事業に充当します。

続いて16款、財産収入、1項、財産運用収入、2目、利子及び配当金は558万3,000円を追加しております。基金利子決算見込みによりましてそれぞれ増額補正をしているところです。

17款、寄附金、1項、寄附金、3目、ふるさと納税寄附金は6,000万円を追加しております。令和7年2月末現在、約11億900万円の寄附をいただいているところです。今後の見込みを含めて、今回6,000万円追加しているところです。

18款、繰入金、2項の基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、2,589万3,000円を減額しております。今回の補正予算、歳入余剰について本基金繰入金を減額することで調整しております。7目、ふるさと創生基金繰入金は732万4,000円の減、11目、平成28年熊本地震復興基金繰入金は295万の減、12目、ふるさと納税寄附金基金繰入金は1億9,830万円を追加しております。こちらは充当先としましては、総務費の町有施設整備基金積立金のほうに充当することとしております。

21款、町債、1項、町債、4目、教育債は950万円の減。

14ページ目です。5目、土木費は540万円の減、6目、消防債は150万円を減額しております。

続いて15ページ目、3、歳出でございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は37万1,000円を追加しております。説明欄です。会計年度任用職員の新規採用1名分の人件費を追加しております。3目、財産管理費、2億507万2,000円を追加しております。こちらは基金積立金につきましては、基金利子分を積み立てしているところです。減債基金積立金は139万2,000円、町有施設整備基金につきましては、先ほど言いましたように、ふるさと納税寄附金基金から2億円に加えて基金利子を合わせまして、2億128万9,000円を追加、ふるさと創生基金積立金は151万2,000円、平成28年熊本地震復興基金積立金は87万9,000円を計上しております。

6目、企画費は4,982万9,000円を追加しております。企画事業は実績に伴って減額しております。公園管理事業につきましては、事業内容の見直しに伴って1,640万円を減、地域おこし促進事業は不足分の23万8,000円を追加、ふるさと納税事業につきましては、先ほど歳入のほうを6,000万円追加しておりますので、返礼品と業務委託料を3,000万追加、積立金につきましては、寄附金分と基金利子を合わせまして3,049万1,000円を計上しているところです。LPガス使用世帯支援事業につきましては750万円、今回は1世帯当たり5,000円を寄附するものです。事業費につきましては、令和7年度に繰り越しまして使用することとしております。

続いて2項、徴税費、1目、税務総務費は30万円の減です。事業実績に伴って減額しております。2目、賦課徴収費は278万8,000円の減となります。こちらも説明欄ですけれども、預金調査手数料、電算事務委託料それぞれ事業内容の見直しに伴いまして減額しているところでございます。

続いて3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は68万円の減、こちらも事業内容の見直しに伴いまして減額しております。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は280万円の減です。説明欄です。成年後見支援センター委託料は、事業内容の見直しに伴って250万円の減、町身体障がい者福祉協議会補助は7万4,000円を追加、成年後見制度利用支援扶助費は、利用実績に伴って55万2,000円を追加、国民健康保険特別会計繰出金は182万5,000円の減、地域福祉基金助成事業につきましては、基金利子分を89万9,000円計上しているところです。2目、老人福祉費、3,674万1,000円の減です。老人福祉費は実績に伴って142万9,000円を減、それから老人保護措置事業につきましては、17ページ目の説明欄ですけど、特別養護老人ホーム措置費として2名分の入所措置費を計上しております。熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業につきましては、これ葉山苑に係る介護見守りロボットICT導入補助金でございましたけれども、先ほど言いましたように、補助事業の不採択に伴って全額を減額しているところでございます。

続いて2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は462万円の減です。説明欄です。児童福祉総務費につきましては、こちらは25万円追加増額しているところです。こちらは出産祝い金支給事業でありまして、出生数の増加に伴って5名分、5万円の5名分をですね、追加しております。子ども医療費は実績見込みに伴って500万円の減、ひとり親世帯以外の低所得者給付金につきましては、返還金として13万円を計上しております。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は400万円の減です。簡易水道特別会計繰出金として400万円を計上しております。2目、予防費は17万9,000円を追加、予防総務費でありまして、返還金を17万9,000円計上しております。4目、母子衛生費は、295万6,000円を追加です。説明欄です。母子保健事業につきましては、妊婦健康診査委託料として145万円を追加しております。こちらは要因としましては、妊婦数の増加に伴いまして、今回14名分のですね、委託料を追加で計上しているところです。妊娠出産包括支援事業につきましては、こちらは償還金となります。トータルで105万6,000円となります。

続いて18ページ目をご覧ください。18ページ目の説明欄のほうです。出産・子育て応援交付金事業につきましては、今回45万円を追加しております。こちらは妊娠時に5万、出産時に5万支給されるもので、妊娠出産数の増加に伴いまして今回追加計上しているところでございます。

続いて2項、清掃費、1目、塵芥処理費は300万円の減です。資源ごみ回収ボックスでございまして、企業版ふるさと納税の現物給付に伴いまして、事業費300万円を減額しております。

8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費は、50万円の減です。実績に伴うものです。続いて2項の道路橋梁費、2目、道路新設改良費は100万円の減、こちらも実績です。3目、橋梁維持費は補正額ありません。財源の変更となります。

続いて19ページ目です。3項の河川費、1目、河川総務費は104万5,000円減、こちらも実績に伴うものです。5項、住宅費、1目、住宅管理費は補正額はありませぬ。こちらも財源変更に伴うものです。

9款、消防費、1項、消防費、2目、非常備消防費は220万円の減です。こちらは事業内容の見直しに伴って減額しております。4目、防災管理費は263万3,000円の減、実績に伴うものです。

続いて10款、教育費、1項、教育総務費、2目、学校教育費は453万3,000円を減額しております。学校教育費でありまして、こちらもすべて実績に伴う減額であります。

続いて予算書のほうは20ページ目をご覧ください。

同じく教育費で2項、小学校費、2目、教育振興費は30万円の減、実績に伴うものです。3項、中学校費、4目、学校施設整備費は950万円の減、こちらも実績に伴うものです。5項、社会教育費、1目、社会教育総務費は110万円の減、地域学校共同本部推進事業、学習支援事業、それぞれ実績に伴うものです。3目、文化財保護費は130万円の減、文化財保護費、下の分もそれぞれ実績に伴うものです。

21ページ目です。6項、保健体育費、1目、保健体育総務費は100万円の減、こちらは事業内容の見直しに伴いまして100万円減額しております。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、補助災害復旧費は50万円の減、実績に伴うものです。2目、単独災害復旧費も50万円の減、実績に伴うものです。それから2項の公共土木施設災害復旧費、2目、単独災害復旧費は123万4,000円の減、こちらも実績に伴う減額となります。

以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は

ありませんか。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） すみません、じゃあ1点だけ、19ページの一番下、学校教育費の中の国際理解教育事業補助、300万円の減になっております。当然実績によって減になったと思いますけれども、その保護者の意向でしょうか子どもたちの意向でこういうふうな参加をされなかったのかというのは、当然把握をされていると思いますので、その点よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 坂村議員の御質問にお答えいたします。

今回の開催がコロナ禍後の5年ぶりの渡航によるものとなりました。その5年間のあいだが空いたもので、この事業がどういったものかというような認識も薄れておりまして、以前はですね、もう6年生になったらこの事業に参加するとような認識が強かったんですけども、間が空いたということでそういう認識も少し薄れてしまい、保護者も子どもたちもですね、なかなか行こうというような気持ちが少なかったというところで聞いております。

そもそも最初の説明会から保護者の方が来られなかった、少なかったというのも現状であります。今後は今年の実績をですね、周知して、参加者の増加につなげたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） こういった機会、台湾ですかね今、行っているのは、途中でコロナ禍の中で事業が中止になっていたということで、保護者の方たちには5年目ぐらいだったですかね、今回あったのは。その認識度というのは少し変わってきたかもしれませんけれども、やはりこういった外国に行って体験教育をできるということは、ほかの自治体ではまずありませんよね、うちだけですよ、こういったことに長い間こういった予算を組んでいただいて、子どもたちが外国まで行って体験できるということは。

非常に、昨日前田議員も言っておりましたけれども、非常に体験というのは、いろんな形で子どもたちはそういった知識を得ながら、大事な時期にそういったことをやっていく、できる子どもとできない子ども、それは自分たちでこういったことはできませんもんね。だから、来年度予算をみると500万計上してあります。こういったことが続けばこれは予算の減額とか、中止とかいう方向になっていくのじゃないかなというふうに思いますけれども、そういう点については町長どういうふうに認識しておられますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員の質問にお答えします。

私自身非常に残念に思っているところであります。何で、今までやってきたことをコロナで休みがあったとはいえですね、親がそれだけ理解しきらんのかなあと。子どもたちはですね、行く行かんはですね、親にまだ左右される世代であります。やっぱり親がですね、やる気がなかったのかなあと思っているところであります。

やっぱり昨日からちょっと質問について考えておったんですけど、台湾には行きたくない。韓国だったら行くとか、食事の関係ですよね。じゃあシンガポールだったらどうするかと、やっぱり三つぐらいですね、行き先をですね、選ばせようかなと思うですたいね。シンガポール、英語圏に行きたい。台湾も中国語ですけど英語で共通語で話さんとつながらんと。韓国も一緒なんですよね。韓国に行きたいという、台湾に行きたい、シンガポールに行きたいと、やっぱり付き添いで行くのが大変だとは思いますが、やっぱりですね、グローバル社会この中でですね、世界に目を向けていく、そういう子どもたちを育てていかなければならないと、そう思っておりますので、今までは一つのところに集中して行ったわけですね、やっぱり分かれてですね、選択制で行けるようなことも考えていく必要があるかなと、昨日から思っているところであります。

今後はですね、やっぱりいろんな形でですね、海外に目を向ける子どもたちを育てていきたい。その中で、やっぱりしっかり親もですね、グローバル社会ということですね、認識してもらいたいと、子どもはですね、まだ自分で判断はできません。親がですね、しっかり教えてやらんと分からない、小学校5年生ですから、やっぱりそういうことで親がしっかりですね、勉強する必要があるかなと思っておりますので、しっかりこっちとしてもですね、親に伝えていきたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 今、町長の話、非常にありがたいことです。これだけ熱心に子どもたちにそういった体験をさせたいと、大変な予算をずっと計上してこられて、経験を積んだ子どもたちというのは、本当に良い経験をしてですね、玉東町からどンドンどンドン育っていく、そういう子どもたち、グローバル社会、これから先は特にそういった社会、自国だけじゃなくて世界に目を向けていくそういう時代に入ってきました。当然、町長も言うておられましたが、自分たちは日本語を文法から入ったんじゃないと、英語を文法から入るから自分たちは解らんだったというような表現をされておりましたけれども、正にそうだろうと。やはり当然今からの子どもたちというのは、英語は当たり前、そういった社会になってきております。そういった中で、こういった大事な予算というのがある中で、私は当然、今回参加者が少なかった300万の減額ということですので、親の理解をいただかなかったのか、そのところをですね、しっかり教育委員会のほうから集めて、しっかり説明をしていただきながら、こういったことは子どもたちにやっぱり旅させるんじゃないと、やっぱり経験をさせると、そういったことが非常に玉東町だけです、こういったお金を支援をしていただけるのは、是非そういった形ではですね、親御さん、保護者の方たちに十分な説明をしていただきながら、来年は全員そういった形の中で参加していただけるような体制を整えていただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君の質疑を終わります。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） おはようございます。

予算書の17ページをお願いします。17ページの2款、民生費のところの1目、児童福祉総務費

のところで、一番右の一番上の説明欄のところで、児童福祉総務費、出生のお祝いということで5名分の増加というところですね、喜ばしいことだと思っております。当初見込んでおった金額と、今回こちらで25万円、5人分というところなんですけれども、今現時点でどのくらいのお子さんが令和6年度は出生されているのか分かりますか。

よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

令和6年度当初、40名の予定で見込みで予算を組んでおりました。実績としまして5名増加の45名の出生ということになっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 一応見込んでおった数よりも増加されたということで、すごく喜ばしいことだと思っております。そして今、玉東町が子どもが生まれたらお祝い金として1人5万円というところで今、支給をされているのかなと思っております。

小島課長が今、保健こども課として挑戦されて、もっともっと良くなっていただきたく思っておりますので、小島課長のほうからも町長のほうにチクチクとお願いをしていっていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 2点ほど質問させていただきます。

まず最初は15ページ、企画費の中でですね、説明欄で公園管理事業、これは見直しによるもので減額ということだったんですけれども、これはどのような事業が見直しされていたのかというふうなことと、当然これはその見直しに当たっては次の当初に入ってくるのかもしれないけど、もし今現在、見直されて次、当初あげられたことがあれば説明をしていただければと思います。

それともう一つは19ページ、ちょうど真ん中あたりですね、消防費の中の非常備消防費の中で、これもまた右側の説明欄で、工事請負費見直しということだったんですけれども、これもどういう事業で見直しされているのか。そしてまた、これは当初のほうでどういうふうな形であげられているのかというまで分かれば、この二つの点について説明のほうをよろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 8番、清田議員の御質問にお答えいたします。

まず15ページの公園の見直しというところでございますが、この公園の見直しにつきましては、今年度当初、6年度当初予算を組んでおりましたが、設計をした段階で工事費が非常に上がりました。当初の予算をオーバーしましたので、一応また見直しという形、それから補正を組み合わせたんですけれども、工期が間に合わないということがありましたので、今年度は1回取り止め

て、次年度、7年度にやり直したいということで、新年度にも予算計上をさせていただいております。

この公園というのは、年の神公園のトイレと、そのトイレのですね、中身、便器と、あと外壁の修繕ということで予定をしておりました。ですが設計の段階で古い部分とか、ここは直した方がいいよとか、そういった部分が多数でてきまして、その部分が工事費が上がったということでございますので、新年度予算にまた新たに計上させていただいております。

それから、19ページの非常備消防費の件でございますが、これは今、消防で消火栓がありますが、これのですね、移設工事を予定しておりました。ですが当初は、これは原倉東の本村公民館の敷地に建てたかったんですけども、その土地が共有地でございますので、所有者の許可というのがなかなか取りにくかったものですから、これは場所を変えないかと。町の所有地に大体建てたかったんですけども、なかなか候補地が見つかりませんでしたので、今年度は移設の立ち上げ式消火栓の移設ができなかったということで、今ですね、新年度でその付近でですね、また新たに拡張工事、道の拡張工事をするときに残余地がでますので、その残余地の予定地に新たに建てたいということで、これも新年度予算にまた新たにあげさせていただくということでございますので、また新年度予算のほうも御承認よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 今の説明を聞いて納得いたしました。

これで終わります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君の質疑を終わります。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） おはようございます。

18ページを開いてください。中段の衛生費ですね、塵芥処理費の中の資源物回収ボックス等で300万円の減額になっておりますが、少し中身をよろしく願います。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 6番、坂本議員の御質問にお答えします。

年度当初、資源物回収所を玉東町の役場駐車場に1基設けるというところで、備品購入として物置タイプのやつを計画で実施する予定で計上させていただいておりました。年度途中で企業版ふるさと納税者が現れまして、物置などのお金じゃなくて物納という形で物を提供するところが、業者が現れましたので、そちらで物納していただいて、今現在、駐車場の南東の隅のほうに設置させていただいておりますが、そちらで対応しましたので、この自前で購入して物置をするということがなくなりましたので減額計上させていただきました。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今、あそこに紙とかの置くやつとまた別途にできておりますね。あれも含めて全部で、全部企業が負担されたということですかね。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） そうですね、全部企業が提供いただいて、一部ダンボールについては全部工事を自前でされて、物置きについてはうちの物置だけを提供いただいて、工事費は町が工事したというところです。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） じゃあ工事だけを町の業者の方がされたということですね。工事代は町で負担したということですね。それとですね、あの資源物の回収で何品目をされるのか。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 失礼しました。まず、新聞、雑誌、ダンボール、その他紙と、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、包装プラを回収させていただきます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） アルミ缶とあと何だったですかね。

（スチール缶。）

スチール缶ですね、はい、分かりました。やはり一般質問でも聞いたときもですね、やはり住民の方からですね、やはりアパートなんかで暮らしとっと非常にですね、置く場所もないので非常に助かるというような声が届きました。やはりあそこにあると非常に便利ですので、是非ともですね、今度の広報紙なんかでもですね、是非宣伝してもらいたいと思いますが、そのへんは段取りがどがんですかね。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 一応前段では区長さんあたりへの周知はさせていただいております。広報をして多くなるのがいいのか、ちょっと不安に思いますので、そのあたりはちょっと検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） やはり地区内にアルミ缶とか持っていくとですね、言われるのが、あなたの家はこぎゃんもビールば飲みよっとたいて、1人じゃ飲まんでにや奥さんも飲みよらすとだろが、そういうですね、いろんなこともプライバシーの関係もあるのでですね、やはり持っていきたい。町外に持っていきよる人もおるんですよ、そういう関係でですね。だから、やはり良かったらですね、周知のほうをよろしくお願いします。

それと、そのお金はですね、どこに入ってくるんですかね、そのスチール缶とかアルミ缶とか。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 紙類については一般廃棄物の処理許可業者に町が許可しておりますので、そちらに処理はお願いするという形で、敷地料を町に支払っていただいて利益がペイされるということで、利益はなしというところで業者をお願いするというところになっております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） ではあそこの敷地代を業者に支払ってもらって、資源物の金については業者さんが持っていくということですね。

（はい。）

はい、分かりました。どうもありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは18ページお願いします。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、4目、母子衛生費の説明欄でいきまして、出産・子育て応援交付金事業45万円ですね、西浦課長の説明では、出産・子育ての増ということで45万円の交付金、人数のほうが説明がなかったもので、人数分かるようでしたらお願いします。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

出産・子育て応援交付金のまず先ほど説明があった分で、妊娠に5万円、出産に5万円というこれは制度でございます。それで令和6年度の妊娠の数が、当初40名を予定しておりましたが、実績として44名、出産につきましては、当初40名を予定しておりましたが、実績として45名の出産がっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） じゃあ人数的に予定より増えたことになりましたけど、交付金自体はもう決まった定額と思うんですけど、町単独での補助とかは今のところ考えておられませんか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

町単独としては、先ほど功刀議員からの質問でありました。こちらの出生祝い金として5万円を支給しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） はい、以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林和廣君） 予算の流れというか、予算の操作というかをちょっと教えていただきたいんですが、15ページ、ちょっと上のほうですね、2億で書いてあるところ、町有施設整備基金積立金2億128万9,000円、これはふるさと納税のほうから取り崩してこちらのほうに積み立てるという解釈ですね。なぜ口座から別の口座に移さなきゃいかんのかなあという疑問があるんですけど、その説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

なかなか説明が難しいんですけど、これは予算上ですね、予算上というか、ふるさと納税寄附金基金という財布があるんですよ、財布があるんですよ。ここは一般会計という財布があるんですけども、その基金の財布からですね、今回2億円、今、一般会計のほうに入れてですね、そしてそれをお金の出資先については、今後に備えてまた別の基金にまた財布の中に入れて貯金しときましょうというような流れになります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） どちらも貯金だからそのままにしとけばよさそうなものと考えてるんですけど、なぜ今、補正を組むのかということです。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

町有施設整備基金というのは、役場を建てるとか、体育館を建てるとか、学校を建てるとか、町の施設、そういう基金に積み立てておいたら、その基金からずっと出されるわけですよ、で、いろんな基金を設けるとわけです。この町有施設整備基金だけじゃなくて、町ではいろんな事業をするための基金を持つとわけですよ。貯金通帳をこれは学費の通帳だと、これは旅行に行くときの通帳だとか、これは生活するための通帳だとか、いろいろ家庭でもですね、持っておられる方がおられると思います。そういう考え方で理解してもらえば分かるんじゃないかなと思います。以上。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 移すのは年度ぎりぎりになるよりも年度明けてからでもよさそうなものという一つの疑問と、もう一つ、令和5年度の決算では、7億あったですよ、この設備資金は、それが減っているということですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

令和5年度から庁舎建設事業を行いましたよね。それで昨年本体工事にかけてですね、そこで町有施設整備基金を庁舎建設費用に充当していますので、そこでだいぶその基金が減っているような状況でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 令和5年度の決算では、まだ庁舎を造った資金というのは払ってなかったということですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 令和5年度からあの事業につきましては、6年度に繰り越しておりますので、結局竣工が4月だったと思いますので、支払いについては6年度に支払っておりますので、そこでその基金を支出しているというような現状でございます。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあもう一つ、先ほどの年度ぎりぎりでも補正を組むよりも当初予算でね、組んでもよさそうなもんだけど、その理由というのと、その基金は今幾ら残っていて、それに上乘せになるんですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問に答えますけど、今幾ら残っとるかと言われてもこの場では分からないでしょう。何で今組むのかということに答えていきますけど、町有施設整備基金、突発的なことが町のこの建物、この庁舎とか議会棟とかなくても、公園のトイレだとかいろんなところに町有施設として、基金そこから使えるわけですよ。ほってそこに少なくなったから入れとるわけなんです。何も考える必要はないんです。ただ便利上、基金の中に入れとるわけなんです。何も今でなくて年明けてからでいいんじゃないかと、年度替わりしてから、ここは突発的なことがあったら、やっぱり年度内にせないかんことがあるから、で、今入れとったほうがいいわけです。簡単なことを理解していただきたい。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 私の個人の貯金とももちろん大きく違うんでしょうけど、この1年かで幾ら貯まった、よし、じゃあ年明けたらこれに使おうという考え方なんで聞いたんですけども、一つの疑問としてね、財政調整基金なら突発的なうんぬんというのが分かりますけれども、町有施設整備ということだから、あなたが公約していたマンションとか、ああいうものの準備をこの中に入れているのかなあと思ったからお尋ねしたんです。そのへんはどうなんでしょうか。使い道がもう分かっているのかどうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問に答えますけど、何を造るという計画ではない。そういうことではなくて突発的なことがあったら、町有施設だったらこの基金から使えるということです。将来的のことを考えれば積み立てておいたほうがいいと。それは何に使うかというのは町有施設に使うお金なんです。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ当面大きな金を使うための積み立てではないということですね。それと、そうですね、どちらかというところを崩さずに、ふるさと納税基金がここまでききましたよという数字はひとつは知りたい期待があったんですね。だから今、ふるさと納税の金額を減らさんでそのまま置いておいてくれという希望があったんです。例えば、今、11億貯まっているんだったら13億までね、記録を残してほしいなあという期待感があったからお尋ねしたんです。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長(松尾純久君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第21号 令和6年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

○議長(松尾純久君) 日程第2、議案第21号「令和6年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長(上田直紹君) それでは、議案第21号について御提案いたします。

1枚お開きください。

議案第21号、令和6年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,313万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,794万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年3月5日提出、玉東町長。

次のページ、1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、補正のある項目のみ読み上げます。

歳入です。1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、1,572万8,000円を追加。

4款、県支出金、1項、県補助金、77万3,000円の減です。

7款、繰入金、1項、他会計繰入金、182万5,000円を減額します。

最後の行です。歳入合計、補正前の額に1,313万円を追加し、8億2,794万円といたします。

次のページをお願いします。2ページです。

歳出、2款、保険給付費、1項、療養諸費、700万円を追加します。2項、高額療養費、300万円を追加いたします。

5款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費、411万7,000円を減額いたします。

8 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、164万4,000円を追加いたします。

9 款、予備費、1 項、予備費、560万3,000円追加いたします。

歳出合計です。補正前の額に1,313万円を追加し、8億2,794万円といたします。

6 ページをお願いします。

2、歳入、1 款、国民健康保険税、1 項、国民健康保険税、1 目、一般被保険者国民健康保険税、1,572万8,000円の増額です。今回、現国税率で計上したとともに、今年度12月までの実績に基づき計上させていただいております。内訳は1 節、医療給付費分・現年課税分977万1,000円、2 節、後期高齢者支援金分、現年課税分370万1,000円、3 節、介護納付金分、現年課税分279万6,000円です。ここまでが増額で、4 節は減額です。4 節、医療給付費分滞納繰越分、67万7,000円の減、5 節、後期高齢者支援金分、滞納繰越分、25万1,000円の増です。6 節、介護納付金分、滞納繰越分、11万4,000円の減です。

次の枠です。4 款、県支出金、1 項、県補助金、1 目、保険給付費交付金、77万3,000円の減で、特定健診等負担金分の減でございます。こちらは実績に伴う減でございます。

下の枠です。7 款、繰入金、1 項、他会計繰入金、1 目、一般会計繰入金、182万5,000円の減です。内訳としましては、1 節から7 節まででございます。実績に伴う減額または増額です。

歳入は以上です。

次のページ、8 ページをお願いします。

3、歳出、2 款、保険給付費、1 項、療養諸費、1 目、一般被保険者療養給付費、700万円を増額いたします。また、下の枠、2 番目の枠です。2 項、高額療養費、1 目、一般被保険者高額療養費、300万円、ともに不測の事態に対応するため増額補正をしております。

3 枠目です。5 款、保健事業費、1 項、特定健康診査等事業費、1 目、特定健康診査等事業費、411万7,000円の減額で、こちらは実績に基づき特定健康診査等事業費委託料を減額するものでございます。

次の枠です。8 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、1 目、償還金164万4,000円の追加でございます。こちらは実績報告に基づいて、令和5年の保険給付費等交付金の償還金を計上しております。

一番最後の枠です。9 款、予備費、1 項、予備費、1 目、予備費、560万3,000円の追加です。

以上、御提案申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第22号 令和6年度玉東町木葉財産区特別会計補正予算(第1号)

○議長(松尾純久君) 日程第3、議案第22号「令和6年度玉東町木葉財産区特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長(古閑康広君) それでは、議案第22号について提案させていただきます。

表紙を1枚おめくりください。

議案第22号、令和6年度玉東町木葉財産区特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度玉東町木葉財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ834万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年3月5日提出、玉東町長。

次のページ1ページです。

第1表でございます。歳入でございます。補正のある項目のみ読み上げます。

1款、財産収入、1項、財産運用収入、70万2,000円を追加します。

3款、繰越金、1項、繰越金、31万2,000円を減額いたします。

歳入合計です。補正前の額に39万円を追加し、834万7,000円とします。

次のページをお願いします。2ページです。

歳出になります。ここも補正のある項目のみを読み上げます。

3款、予備費、1項、予備費、39万円を追加します。

歳出合計、補正前の額に39万円を追加し、834万7,000円とします。

次に、5ページをお願いします。詳細について御説明いたします。

2の歳入です。1款、財産収入、1項、財産運用収入、2目、利子及び配当金、補正額70万2,000円の増額でございます。説明欄をお願いします。基金利子と国債の運用益の確定によりまして、それぞれご覧のとおり計上をしております。

3款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、31万2,000円の減でございます。説明欄をお願いします。繰越金としまして、繰越金額の確定による補正でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

3款、予備費、1項、予備費、1目、予備費、補正額39万円の増でございます。ここは予算調整になっております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第23号 令和6年度玉東町宅地開発特別会計補正予算（第2号）

○議長（松尾純久君） 日程第4、議案第23号「令和6年度玉東町宅地開発特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） それでは、議案第23号について御提案いたします。

1枚おめくりください。

議案第23号、令和6年度玉東町宅地開発特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条（繰越明許費）地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。令和7年3月5日提出、玉東町長。

1枚おめくりください。1ページです。

第1表、繰越明許費です。1款、宅地開発費、1項、管理費、事業名、分譲地測量設計業務、金額2,030万4,000円になります。これにつきましては、上木葉地区分譲地設計業務におきまして、地権者及び隣接者との協議に日数を要したため、年度内の完了が見込めないことになりましたので、翌年度に繰り越す必要となったためです。

以上、御提案申し上げます。よろしくお願ひします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、ここの測定の面積は分かりますか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 狩野議員の質問にお答えします。

面積は約8,200平方メートルとなっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 大丈夫です。分かりました。以上。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第24号 令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（松尾純久君） 日程第5、議案第24号「令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） よろしく申し上げます。すみません、はじめに訂正がございます。申し訳ありません。

まず2枚おめくりください。令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第2号）ありまして、第2条になります。右端のですね、「予定額を次の」ですみません文書が切れてしまっておりまして、「次のとおり補正する」に追加、加筆をお願いします。2条の一番右端に「予定額を次のとおり補正する」になります。

それでは、議案第24号について御提案いたします。

今、開いていただいている1ページをご覧ください。

第1条、令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。令和6年度玉東町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、水道事業収益、既決予定額1億1,630万3,000円、補正予定額1万円、計1億1,631万3,000円。第2項、営業外収益、既決予定額4,201万5,000円、補正予定額1万円、計4,202万5,000

円。

第3条、資本的収入及び支出。予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款、資本的収入、既決予定額3,045万8,000円、補正予定額0円、計3,045万8,000円、第1項、他会計補助金、既決予定額3,045万8,000円、補正予定額400万減、計2,645万8,000円。第2項、企業歳入、既決予定額0円、補正予定額400万、計400万。

第4条、企業債。予算第5条中「770万」を「1,170万」に改める。

第5条、他会計からの補助金。予算第9条中「2,582万」を「3,182万」に改める。

令和7年3月5日、玉東町長。

次のページからは予算に関する説明書になりまして、今回補正に関係するところは、一番最後のページですね、12ページをご覧ください。一番最後の12ページになります。

令和6年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細書になります。

上の段の表になります。収益的収入及び支出、収入になります。

1款、水道事業収益、2項、営業外収益、6目、受取利息及び配当金、補正予定額1万円、こちらは預金利息の追加となります。

次に下の表になります。資本的収入及び支出、収入になります。

1款、資本的収入、1項、他会計補助金、1目、他会計補助金、こちらは補正予定額は400万減になります。そして2項、企業債、1目、企業債、補正予定額400万の増、こちらは建設改良事業債の増となります。こちらの補正につきましては、令和6年度に実施しております二俣地区のIP通信装置更新工事、NTTの専用回線がアナログから、アナログということで使用できなくなることに對する更新事業のため、当初一般会計からの補助金により計画しておりましたが、今回起債の承認を受けましたので、一般会計からの補助金を減額し、起債を増加したものです。

以上、御提案いたします。よろしくお願ひします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで散会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本日は散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

明日3月7日は午前10時に開会します。

起立、お疲れさまでした。

散会 午前11時37分